

## 下松市人事行政の運営等状況について

この報告書は、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の2及び下松市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年下松市条例第5号）第6条の規定に基づき、下松市の人事行政の透明性を高め、その公正性の一層の確保を図るため、本市における職員の任用や給与、勤務条件、福利厚生について皆様に公表するものです。

ここでは、平成25年度の給料、諸手当から構成される給与など人件費の状況や給料表の級別職員数などをお知らせします。（なお、平成25年度の職員給与実態をよりの確に反映させるため、平成26年4月1日現在の数値を採用している場合があります。）

（注）平成26年4月1日から上下水道事業が組織統合し、水道局から上下水道局に名称が変更されているため、水道及び上下水道の名称が混在して表記しています。

### 1. 職員の任免及び職員数に関する状況

「地方公務員法」では、退職等により職員に欠員が生じた場合、採用や昇任等の方法により職員を任命することができることとされています。

#### (1) 採用の状況（平成26年4月1日採用）

区 分		職 種	申込者数	最 終 合 格 者	採用者数
市	大学卒業程度	一般行政職	99人	6人	4人
		土木技術職	7人	1人	1人
	短大卒業程度	社会福祉士	4人	2人	2人
		保育士 （任期付）	5人	1人	1人
	資格職	管理栄養士 （任期付）	6人	1人	1人
消 防	大学卒業程度	消 防 職	22人	2人	0人
	短大卒業程度	消 防 職 （救急救命士）	2人	1人	0人
	高校卒業程度	消 防 職	5人	2人	2人

#### (2) 退職の状況（平成25年度）

区 分	定年退職	普通退職	死亡退職	懲戒免職	分限免職	再任用職員 の任期満了	計
市	8人	4人	0人	0人	0人	5人	17人
消 防	1人	0人	0人	0人	0人	1人	2人
水 道	0人	1人	0人	0人	0人	0人	1人

#### (3) 再任用職員の在職状況（平成26年4月1日現在）

区 分	再任用（常時）		再任用（短時間）	
		更 新		更 新
市	23人	17人	2人	2人
消 防	1人	1人	0人	0人
上下水道	3人	1人	2人	1人

## (4) 年齢別職員構成の状況（平成26年4月1日現在）

区分	18歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	～	
	19歳	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	2人	20人	44人	50人	60人	58人	62人	34人	31人	27人	27人	31人	446人

## (5) 部門別職員数（平成26年4月1日現在）

区 分	H25. 4. 1	H26. 4. 1	増 減	主な増減理由
一般行政部門				
議 会	5人	5人		
総 務	64人	68人	4人	業務増に伴う増員、機構改革に伴う組織新設
税 務	25人	25人		
農林水産	18人	18人		
商 工	6人	6人		
土 木	43人	42人	▲1人	欠員不補充
民 生	87人	87人		
衛 生	34人	33人	▲1人	事務移管
小 計	284人	282人	▲2人	
特別行政部門				
教 育	43人	40人	▲3人	非常勤職員対応による職員減、給食調理員の配置転換
消 防	59人	60人	1人	業務増に伴う増員
小 計	102人	100人	▲2人	
普通会計の計	384人	384人		
公営企業等会計部門				
水 道	31人	30人		機構改革に伴う事務の統廃合
下 水 道	12人	12人		
国 保	11人	11人		
介 護	8人	9人	1人	業務増に伴う増員
小 計	62人	62人		
合 計	446人	446人		

## 2. 職員の給与の状況

地方公務員の給与は、国や他の地方自治体の職員、民間企業の従業員の給与等を考慮して定めることになっています。

## (1) ラスパイレス指数の状況（平成25年4月1日）

区分	平成25年度	対市長部局
市長部局	109.7 (101.3)	—
(参考) 水道局	115.5 (106.7)	105.1

※ラスパイレス指数とは、国家公務員の給料を100とした場合の給料水準を示したものです。なお、水道局の数値は行政職試算での数値です。

( ) 内の数値は、国家公務員の時限的な（2年間）給与改定特例法による措置が無いとした場合の参考値です。

(2) 人件費の状況（平成25年度決算）

人件費は、雇用に係る広い範囲の経費です。職員への給料や諸手当のほか、社会保険料の事業主負担分、退職手当などが含まれます。

区 分		歳出額(A)	実質収支	人件費(B)	人件費率 (B/A)	24年度の 人件費率
普通会計		千円 18,391,603	千円 607,274	千円 2,980,806	% 16.2	% 18.3
水道	水道事業	984,430	245,886	206,926	21.0	21.1
	工業用水道事業	180,483	6,456	50,453	28.0	28.0

(3) 職員給与費の状況（平成26年度当初予算）

職員給与費とは、給料、扶養手当等の職員手当及び期末・勤勉手当等の総額から、社会保険料の事業主負担分、退職手当などを除いたものです。

区 分		職員数(A)	給 与 費				一人当たり 給与費 (B/A)
			給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 (B)	
普通会計		人 385	千円 1,392,680	千円 224,082	千円 489,044	千円 2,105,806	千円 5,470
上下水道	水道事業	25	97,205	21,320	24,538	143,063	5,723
	工業用水道事業	5	19,269	4,295	4,809	28,373	5,675
	公共下水道事業	13	51,529	9,280	12,565	73,374	5,644

※職員手当には退職手当を含みません。

※職員数は当初予算上の見込み人数のため、平成26年4月1日現在の人数と異なります。

(4) 平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
市	一般行政職	308,121円	369,160円	40.7歳
	技能労務職	360,390円	373,671円	50.9歳
消 防		282,060円	361,951円	35.5歳
上下水道		312,282円	386,596円	43.0歳

※一般行政職は、「平成26年度地方公務員給与実態調査」の職務区分による行政職であり、税務職や福祉職等の職種は含みません。

※技能労務職とは、環境業務員、給食調理員をいいます。

(5) 職員の決定初任給の状況（平成26年4月1日現在）

区 分			下松市	国
市	一般行政職	大学卒	178,800円	総合職 181,200円 一般職 172,200円
		高校卒	144,500円	140,100円
	技能労務職	高校卒	144,500円	137,200円
消 防		大学卒	178,800円	—
		高校卒	144,500円	—
上下水道		大学卒	178,800円	総合職 181,200円 一般職 172,200円
		高校卒	144,500円	140,100円

## (6) 経験年数別・学歴別平均給料月額状況（平成26年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	
市	一般行政職員	大学卒	266,180円	327,067円	364,225円
		高校卒	—	—	—
消 防		大学卒	—	328,400円	—
		高校卒	222,000円	—	336,500円
上下水道		大学卒	268,175円	312,600円	—
		高校卒	—	274,367円	328,360円

※—は該当者のいない区分

## (7) 級別職員数の状況（平成26年4月1日現在）

区 分		職員数（構成比）		
給料表の級	標準的な職名	市	消 防	水 道
8級	部長	9人 (2.6%)	1人 (1.7%)	0人 (0%)
7級	部次長	4人 (1.2%)	1人 (1.7%)	1人 (2.4%)
6級	課長、主幹	37人 (10.8%)	4人 (6.7%)	4人 (9.5%)
5級	課長補佐	21人 (6.1%)	2人 (3.3%)	2人 (4.8%)
4級	係長、主査	135人 (39.2%)	23人 (38.3%)	13人 (31.0%)
3級	主任	54人 (15.7%)	4人 (6.7%)	9人 (21.4%)
2級	職員	56人 (16.3%)	13人 (21.6%)	10人 (23.8%)
1級		28人 (8.1%)	12人 (20.0%)	3人 (7.1%)
計		344人 (100%)	60人 (100%)	42人 (100%)

## (8) 昇給への勤務成績の反映状況

職員の昇給は、毎年4月1日を基準日として、昇給日前1年間に係る当該職員の勤務成績に基づき、当該職員が次の表に掲げる区分のいずれに該当するかに応じ、次表に定める昇給区分に決定する。

勤務成績	昇給区分	昇給の号給数	
		昇給抑制年齢以外の職員	昇給抑制年齢職員
特に良好	A	5以上	3以上
良好	B	4	2
やや良好でない	C	2	1
良好でない	D	0	0

(注) 昇給抑制年齢職員とは、55歳を超える職員をいいます。

(9)職員手当の状況（平成26年4月1日現在）

職員には、職員の給与に関する条例等に基づき、各種手当を支給しています。手当の内容等は次のとおりです。

① 期末・勤勉手当の支給状況

○ 期末手当

区 分		市・消 防	上下水道
支給基礎額		給料月額、扶養手当	市・消防と同様
支給割合	6 月 期	1.225月分 (0.65月)	
	12 月 期	1.375月分 (0.80月)	
	計	2.6月分 (1.45月)	
役職段階別加算措置		3級～8級	

※（ ）は再任用職員の支給割合

○ 勤勉手当

区 分		市・消 防	上下水道
支給基礎額		給料月額	市・消防と同様
支給割合	6 月 期	0.675月分 (0.325月)	
	12 月 期	0.675月分 (0.325月)	
	計	1.35月分 (0.65月)	
役職段階別加算措置		3級～8級	

※（ ）は再任用職員の支給割合

② 扶養・住居・通勤手当の状況（平成26年4月1日現在）

区分	市・消 防			上下水道		
	内 容	支給職員 1人当り 平均支給年額 (25年度決算)	職員全体に 占める手当 支給職員の 割合 (25年度)	内 容	支給職員 1人当り 平均支給年額 (25年度決算)	職員全体に 占める手当 支給職員の 割合 (25年度)
扶養手当	▼配偶者 13,000円	円	%	市・消防と同様	円	%
	▼配偶者以外の1人につき 6,500円	238,222	41.4		294,833	58.1
	▼配偶者がいない場合は そのうち1人につき 11,000円					
	▼満16歳の年度初めから 満19歳の年度末までの 子は1人につき 5,000円加算					
	▼満20歳の年度初めから 満22歳年度末までの子 は1人につき 9,500円加算					

住居手当	▼持家 3,000円	円 160,237	% 52.3	市・消防と同様	円 112,773	% 71.0
	▼借家 ・家賃5,001円以上 19,000円以下 家賃-5,000円 ・家賃19,001円以上 (家賃-19,000円)× 1/2+14,000円 最高限度額 31,000円					
通勤手当	▼交通機関利用 支給限度額 55,000円 ▼交通用具(車等)利用 距離制 3,700円~22,500円	円 75,513	% 61.4		円 120,757	% 74.2

③ 特殊勤務手当の状況 (平成25年度決算)

区 分	市		消 防	水 道
	一般行政職等	技能労務職		
支給実績	3,665千円	376千円	6,067千円	8,733千円
支給職員1人当たり 平均支給年額	42,128円	31,300円	104,611円	281,707円
手当支給職員の割合	26.4%	46.2%	98.3%	100%

○ 特殊勤務手当一覧 (平成26年4月1日現在)

主な支給対象区分	手当の名称	支給単価	支給職員1人当り 平均支給年額 (25年度決算)	職員全体に占める 手当支給職員 の割合(25年度)
市	感染症業務手当	1件 500円	0円	0%
	一般消毒従事手当	1日 300円	0円	0%
	行旅病人収容手当	1人 2,500円	0円	0%
	行旅死亡人収容手当	1体 7,000円	34,000円	2.0%
	社会福祉業務手当	1日 450円	101,850円	1.7%
	徴収業務手当	1日 400円	33,175円	4.5%
	用地交渉手当	1日 400円	3,459円	4.8%
	死犬猫処理手当	1件 500円	20,667円	3.4%
	土・日曜日勤務手当	1日 2,200円 半日 1,100円	50,085円	13.2%
消 防	消防職務手当	月額 5,000円	58,793円	98.3%
	火災出動手当	出動1回 400円	2,287円	78.0%
	救急等出動手当	出動1回 250円	37,989円	74.6%
	救急救命士手当	1当務 510円	48,867円	18.6%
	梯子車操縦員手当	月額 2,600円	31,200円	13.6%
	梯子車操作員手当	月額 1,300円	15,600円	10.2%

上下水道	企業手当 (H26廃止)	—	173,613円	100.0%
	現場手当	日額 570円	122,536円	83.9%
	年末年始手当	1日につき8,000円を限度として管理者が定める額	0円	0%
	緊急出務手当	1回 3,000円	13,750円	38.7%

④ 時間外勤務手当の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分		支給割合		支給総額 (25年度決算)	支給職員1人当り 平均支給年額 (25年度決算)
		右記以外	午後10時～午前5時		
市・消防	勤務日	125/100	150/100	千円 93,642	千円 273
	週休日	135/100	160/100		
	休日勤務	135/100	160/100		
	夜間勤務		25/100		
上下水道	勤務日	135/100	165/100	千円 6,125	千円 227
	週休日	145/100	175/100		
	休日勤務	145/100	175/100		
	夜間勤務		30/100		

※ 時間外勤務抑制のため、平成22年4月以降、市・消防職員については、月の時間外勤務時間が60時間を超える場合、支給割合は150/100 (午後10時～午前5時は175/100) となります。

⑤ 退職手当の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分	市・消防		上下水道	
	自己都合	勸奨・定年	自己都合	勸奨・定年
勤続20年	21.62月分	27.025月分	市・消防と同様	
勤続25年	30.82月分	36.57月分		
勤続35年	43.7月分	52.44月分		
最高限度	52.44月分	52.44月分		
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 2～20%加算			

(10) 特別職の報酬の状況 (平成26年4月1日現在)

区 分	給料月額等		期末手当
給 料	市 長	935,000円	6月期 1.40月分 12月期 1.55月分 計 2.95月分 (別に45/100加算)
	副市長	760,000円	
	上下水道事業管理者	670,000円	
	教育長	670,000円	
報 酬	議 長	475,000円	6月期 1.40月分 12月期 1.50月分 計 2.90月分 (別に20/100加算)
	副議長	415,000円	
	議 員	377,000円	
退職手当	市 長	給料月額×勤続月数×55/100	
	副市長	給料月額×勤続月数×35/100	
	上下水道事業管理者	給料月額×勤続月数×25/100	
	教育長		

※市長の給料月額と期末手当の額は平成12年10月1日から10%、副市長の給料月額と期末手当の額は平成19年4月1日から5%、上下水道事業管理者及び教育長の給料月額と期末手当は平成19年1月1日から5%を、上記の金額から減じた額としています。

また、国の地方公務員給与の減額要請に基づき、平成25年10月1日から平成26年3月31日までの間、臨時特例措置として、給料月額について市長は20%、副市長、水道事業管理者及び教育長は15%減額しています。

### 3. 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間及び休暇制度については、下松市職員の勤務時間の勤務時間に関する条例等により定められています。

なお、上下水道局については、下松市上下水道局職員就業規程に基づき、同様の制度が定められています。

#### (1) 勤務時間の状況（平成26年4月1日現在）

保育園や図書館は、勤務時間を前後にシフトしたり、土曜日又は日曜日を開所するなどし、利用者の利便性を考慮しています。

また、消防は24時間の出勤に備え、交代制勤務を実施しています。

1週間の勤務時間	勤務時間	休憩時間	勤務を要しない日	休日
38時間45分	8:30～17:15	12:00～13:00	土曜日、日曜日	国民の祝日 12/29～1/3
	有給	無給	無給	有給

#### (2) 休暇制度について

休暇制度には、年次有給休暇、病気休暇、特別休暇（結婚休暇、忌引き等）、介護休暇、組合休暇、育児休業があります。

##### ① 年次有給休暇（平成25年1月1日～平成25年12月31日）

年次有給休暇は、1月1日に在職する職員には、年に20日付与され、その年次は1月1日から12月31日までです。年次の途中で採用された職員には、採用された月に応じて範囲内で定められた日数の年次有給休暇が付与されます。

また、その年次に取得しなかった年次有給休暇は、20日を限度として翌年度に繰り越すことができます。

	平均取得日数
市	13.3日
消防	9.9日
水道	13.9日

##### ② 主な特別休暇の概要（平成26年4月1日現在）

種類	内容	付与日数	
		市・消防	上下水道
公民としての権利を行使する場合	職員が選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	市・消防と同様
裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての官公署へ出頭するための休暇	職員が裁判員、証人、鑑定人、参考人等としての官公署へ出頭する場合	必要と認められる期間	



骨髄提供のための休暇	職員が骨髄移植のための骨髄液の提供希望者としてその登録を実施する者に対して登録の申出を行い、又は骨髄移植のため配偶者、父母、子及び兄弟姉妹以外の者に骨髄液を提供する場合	必要と認められる期間	市・消防と同様
ボランティア休暇	職員が自発的かつ無報酬で社会貢献活動を行う場合	5日以内	
結婚休暇	職員が結婚する場合	連続する7日の範囲内	
産前休暇	出産予定である職員が申し出た場合	8週間以内	
産後休暇	職員が出産した場合	10週間	
保育時間休暇	1歳未満の子供を育てる職員が、子の保育のために必要と認められる授乳等を行う場合	1日2回それぞれ30分以内	
妻の出産休暇	職員の妻の出産に伴い、必要と認められる入院の付添い等をする場合	出産日を含めて3日以内	
男性職員の育児参加休暇	妻の産前産後期間中に、当該出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子を養育する場合	産前産後期間内に5日以内	
子の看護休暇	中学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員が、その子の看護する場合	7日以内	
要介護者の世話のための休暇	日常生活を営むのに支障がある者の介護及び世話を行う場合（2親等内の親族）	5日以内	
忌引休暇	職員の親族が死亡した場合	続柄に応じて7日の範囲内	市・消防と同様
父母の追悼のための休暇	職員が父母の追悼のための特別な行事を行う場合	1日以内	
夏季休暇	職員が夏季における盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進等を行う場合	5日以内	9日以内 ※市・消防の夏期休暇とは別途設定
災害による職員の住居の滅失又は損壊による休暇	職員が災害により職員の現住居が滅失又は損壊下の場合で、職員が当該住居の復旧作業等を行う場合	7日以内	市・消防と同様
災害又は交通機関の事故等による休暇	職員が災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難な場合もしくは退勤途上における身体の危険を回避する場合	必要と認められる期間	
災害時における危機回避のための休暇			

リフレッシュ休暇	勤続期間が一定に達した職員が、心身の健康の維持及び増進等を行う場合	勤続 7年	2日以内	市・消防と同様
		勤続15年	3日以内	
勤続20年	3日以内			
勤続25年	3日以内			
勤続25年未満で満50歳	3日以内			
退職時	3日以内			

### ③ 育児休業及び部分休業の取得状況（平成25年度）

育児休業等に関する制度は、地方公務員の育児休業等に関する法律に基づき、職員の育児休業等に関する条例等により定められています。

育児休業等に関する制度には、3歳に満たない子を養育するため休業することができる育児休業制度、小学校就学始期に達するまでの子を養育するため、2時間を超えない範囲内で勤務時間の一部について勤務しないことができる部分休業制度があります。

があります。

区 分		育児休業 取得者数	部分休業 取得者数
市	男性職員	0人	0人
	女性職員	7人	0人
消 防	男性職員	0人	0人
水 道	男性職員	0人	0人
	女性職員	0人	0人

※平成25年度中に休業開始となった人数です。

### ④ 介護休暇の取得状況（平成25年度）

介護休暇は、職員が配偶者、父母、子、配偶者の父母等で負傷、疾病又は老齢により日常生活を営むのに支障があるものの介護をするため、勤務しないことが相当と認められる場合に連続する6月の期間内で認められます。

区 分		介護休暇 取得者数
市	男性職員	0人
	女性職員	0人
消 防	男性職員	0人
水 道	男性職員	0人
	女性職員	0人

## 4. 分限及び懲戒処分状況（平成25年度）

懲戒処分とは、公務員の勤務関係の秩序を維持するため、職員の服務義務違反に対して科する制裁処分をいい、分限処分とは、職員が一定の事由によってその職責を十分に果たすことができない場合などに職員の意に反し、その身分に不利益をもたらす処分をいいます。

区 分	懲戒処分				分限処分			
	戒告	減給	停職	免職	降格	降任	休職	免職
市	0人	0人	0人	0人	0人	0人	2人	0人
消 防	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人
水 道	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人	0人

## 5. 職員の研修及び勤務評定の状況（平成25年度）

市民のニーズや意識の変化に的確に対応しつつ、市民サービスを向上していくためには、職員一人ひとりがこれまで以上に力を発揮し、多様な課題に対応して積極的に取り組んでいく必要があります。

本市では、毎年度研修計画を策定し、「笑い、花、童謡」を中心とした「心豊かなまちづくり」の推進、環境変化や時代のニーズを先取りした政策・事業を立案し実現できる「ひと」の育成に努めています。

区分	主な内容		受講者数
一般研修	新規採用職員研修		43人
特別研修	人権研修、コンプライアンス研修、情報セキュリティ研修等		446人
派遣研修	市	セミナーパーク、市町村アカデミー派遣等	209人
	消防	県消防学校、救急救命研修所派遣等	146人
	水道	水道技術セミナー、地方公営企業経営研修	8人
自主研修	通信教育		11人

職員の育成、公正な処遇を実現するため、職員の勤務成績の評定を行っています。職員の職務遂行能力、仕事の成果、職員の仕事に対する取り組み状況を一定の基準と手続きに基づいて実施しています。

評定名	実施日	対象者	評定者
定期評定	平成26年3月1日	課長補佐以下の全職員	所属長
特別評定	採用から5箇月経過後	条件付採用期間中の職員	所属長

## 6. 職員の福祉の状況

職員がその意欲と能力を十分に発揮し、健康でいきいきと能率的かつ適正に公務を実施できるよう、地方公務員法等の趣旨にそって、職員の福利厚生、安全衛生管理、公務災害補償を行っています。

### (1) 安全衛生管理関係の実施状況

労働安全衛生法、労働安全衛生規則、その他の法令に基づき、健康診断を行うとともに、職員自らが健康管理を行っていただけるよう、庁内に安全衛生委員会を設置し、産業医による健康相談、臨床心理士によるメンタルヘルス相談を実施しています。

#### ○健康診断等受診状況（平成25年度）

区分	受診者数	備考
定期健康診断	164人	血液検査、胸部エックス線撮影等
人間ドック	253人	
がん検診	98人	大腸がん、肺がん、前立腺がん、胃がん、乳がん、子宮がん検診
特別検診	44人	清掃センター職員、給食調理員に対する腰部疾患検査等
特定業務従事者健康診断	37人	深夜勤務の消防職員

#### ○健康相談等の状況（平成25年度）

区分	相談者	内容
健康相談	13人	産業医による相談（週1回）
メンタルヘルス相談	45人	臨床心理士による相談（月2回）

(2) 公務災害認定件数

公務上、通勤途上の災害に被災した職員に対し、地方公務員災害補償法に基づき、療養補償、休業補償、傷害補償等の各種補償を行っています。

○公務災害補償件数（平成25年度）

区 分	公務災害	通勤災害
市	1件	0件
消 防	0件	0件
水 道	0件	0件

(3) 福利厚生関係の実施状況

山口県市町村職員共済組合及び公立学校共済組合において、短期給付（医療保険）長期給付（年金）、福祉事業（保健事業・貸付事業）を行っており、職員は加入する団体で共済の実施する福利厚生事業を受けることができます。市は、地方公務員法等の規定に基づき経費を負担しています。

また、職員で構成される互助会において慶弔事業、元気回復事業、貸付事業を実施し、職員の福利厚生を図っています。互助会は、職員の会費及び市からの交付金で運営されています。

平成26年度から、市と上下水道局の互助会を統合しています。

○互助会の状況（平成25年度）

区 分	市	消 防	水 道
加入組織	下松市役所睦会	下松市消防職員睦会	下松市水交会
会 員	363人	59人	32人
①会 費	3,849千円 給料月額×3/1000×12月	592千円 給料月額×3/1000×12月	593千円 給料月額×5/1000×12月
②公費の補助金額 (②/①+②公費補助率)	3,811千円 (49.8%)	592千円 (50.0%)	593千円 (50.0%)
会員1人あたりの 公費の補助金額	10,499円	10,034円	18,531円
事業内容	・余暇活動の支援（元気回復事業の助成、部活動の助成等） ・各種互助給付（慶弔費、互助費） ・日常生活の支援（商品の割引契約）	・余暇活動の支援（元気回復事業の助成） ・各種互助給付（慶弔費、互助費）	・余暇活動の支援（元気回復事業の助成） ・各種互助給付（慶弔費、互助費）

## 7. 公平委員会報告事項

公平委員会とは、職員の利益の保護と公平な人事権の行使を保障するために設置された行政機関です。平成24年度から、山口県市町総合事務組合に業務委託をしています。

- (1) 職員の勤務条件に関する措置の要求の状況
- (2) 職員に対する不利益処分について不服申し立ての状況
- (3) 職員の苦情の処理状況

平成25年度中は、公平委員会への措置要求、不服申し立て、苦情処理はありませんでした。

【お問合せ先】

市総務課 (TEL: 0833-45-1808)

上下水道局業務課 (TEL: 0833-41-2150)